らが中心となり、他の原子力発電所の細管の検査のやり直し等を求める署名運動を行い、１９９４年3月３１日と同年５月１３日の二度にわたり、約４万名の署名を貴社に提出した。

これに対して、貴社は、１９９４年3月３１日提出分の署名の中から１０名程度の署名者を抽出し、それらの者の電話番号を調査したうえ架電し、署名の趣旨等を問い合わせた。

貴社のこの行為は、署名者らのプライバシーを侵害するなどの人権侵害行為に該当するため、その救済を求める。

２　判断

(1) 申告人らが主張する事実関係につきましては、貴社において抽出・架電された署名者が６名にとどまるとされる点を除き、おおむね相違点はありません。

(2) 貴社は、署名者に架電された目的を、「原子力発電の仕組みや必要性についてどの程度の理解をしているものかを尋ね、要請した人物との直接のコミニュケーションをはかろうとしたもの」とされ、プライバシーを侵害するものではないと主張されています。

確かに、貴社の本件行為をプライバシーの侵害としてとらえることは困難と思われます。しかしながら、以下の理由によりまして、貴社の行為は署名運動を行う者や署名者の人権を侵害するおそれのあるものということができます。

(3) 現代社会において自己の意思を表明する有効な手段を有していない一般市民にとりまして、署名運動やこれに応じて署名する行為は、自己や集団の意思を表明する大きな意義を有しているといえます。これは憲法２１条が保障する表現の自由の範疇に含まれるものと考えられています。

現代社会におきまして、表現の自由は最大限尊重されなければならない基本的人権のひとつとされています。

(4) 貴社の行為は、貴社の主観的な意図はともかくとしまして、方法が適切とはいいがたく、署名運動に応じて署名した署名者に対する無用の圧力となりかねませんし、ひいては署名運動自体を萎縮させかねない効果をもたらすおそれがあります。

先に触れましたように、表現の自由は最大限尊重されなければならない基本的人権のひとつであることからしますと、上記のような効果をもたらせるおそれのある貴社の行為は、表現の自由を侵害するおそれのあるものということができます。

以上

会計報告('97.2/1～2/28)

収入	
ニュース講読料	３６、０００
コピー代	６、４４０
計	４２、４４０
支出	
ニュース印刷代	１６、８００
郵送料	８、５８６
振替手数料	２３０
資料費	６、７２０
計	３２、３３６
差引	１０、１０４
積立金合計	２、２３９、０７０

伊方訴訟ニュース

第 283 号
1997年３月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 00930-0-48780

「プルサーマル計画」
電力・通産省が、焦りからごり押しに

１月半ば頃から、新聞やテレビに、一般の人たちには聞きなれない「プルサーマル」という言葉が、しばしば登場するようになりました。そして、１月３１日には、「プルサーマル計画を速やかに開始すべし」との原子力委員会の決定を閣議が了承し、それを受けて通産大臣と科学技術庁長官が、福井・新潟・福島の三県知事を東京に呼び寄せ、協力を要請するというパフォーマンスまで演出するという騒ぎとなりました。

「プルサーマル」というのは、プルトニウムを、伊方原発など現在実用になっている「軽水炉原発」の燃料として、これまでのウラン燃料と一緒に使うということです。そのプルトニウムは、各地の「軽水炉原発」の運転中に原子炉内の燃料棒中ででき、原子炉から取り出した使用済み燃料をフランスに送り、再処理して分離されたものです。

プルトニウムは、ウランが無くなったあとの燃料資源とされ、本来は、「もんじゅ」と同じ「高速増殖炉原発」という、これまでのものと違った新型の原発で、「増殖」しながら、ウランより何十倍もの長い年月の間、核燃料として使うことになっていました。

そして、「プルサーマル」利用は、「高速増殖炉原発」が実用になるまでの「つなぎ役」にすぎないとされてきました。しかし、「高速増殖炉原発」の実用化には、技術的・経済的に困難な問題が多いことが分かってきたために、欧米の先輩諸国が開発を断念する中で、後発国の日本では、何とかやれるはずだと実験用原発「もんじゅ」を手始めに取り組んできていたのですが、一昨年のあの火災事故で、暗礁に乗り上げてしまったのです。それだけでなく、「もんじゅ」事故のために、予定していた「つなぎ役」の「プルサーマル」計画まで宙に浮いてしまいました。

しかし、プルサーマル利用の先陣役の東電と関電は、通産省の了解を得て、フランスに預けてあるプルトニウムを加工して燃料を作ってほしいという契約をベルギーの燃料工場と結んでしまっていたために、再来年には、送られてくる燃料を予定している原発（関電では高浜４号機）で使い始めねばならない、という切羽詰まった事態となってきたのです。上述の国の一連のパフォーマンスは、その焦りの現われです。

東電と関電は、国の後押しを受けて、近く予定原発の立地県などに申し入れる予定ですが、現在のところ、最も抵抗の姿勢の強い福

井県はじめ、各自治体では、安全性への不安と、プルトニウム利用計画全体が不透明という状況の中では、住民の不信も根強く、おいそれとは引き受けられないという態度を示しています。

現在の計画では、伊方原発でのプルサーマル利用は、２０１０年頃となっていますが、プルトニウム利用をどうするか、ということは、伊方など各地の原発の将来も左右しますので、関心を持って議論を始めることが必要ではないでしょうか。

阪神大震災を学ぶ第４回市民講座
ー地震災害、ボランティア、
人とのつながりー

愛媛の活断層と防災を学ぶ会　佐々木　徹

１月１２日に開かれた今回の講座には、３人のパネラーの方々に来ていただきました。

淡路島からの安藤信一氏は、実際に我が家が倒壊するという被害に遭われながらも、淡路島環境会議で、ずっとご活躍の方です。

菊池修氏は、企業の社会的貢献を推進するという立場から、愛媛より神戸に馳せ参じ、ボランティア活動の中で、コーディネーターの役割を果たされた方です。

和田久幸氏は松山市の高校で、生徒さんとともに「校内防災研究会」を主催され、災害時における学校の役割などを研究されています。

ボランティアという言葉は、古くから日本に定着してはいるが、行動となると、私などには、まだまだ実感が欠けています。ところが、大災害が発生したどさくさの混乱状況で、行政の救済はまず期待できない、最も機能するのが民間のボランティアで、実際に神戸大震災においても、そうであったそうです。

行政は、その性格上、公平、公正の原則に縛られ、全体の事実を把握し、対策を立案してからでないと動くことはできない。現場の神戸の職員の方は、実際にはよく働いたそうですが、役には立たなかった。かたや、颯爽としていたのは、情報収集やマップ作りで活躍したバイク乗りの若者であった。

ボランティアにも欠点がある。被災地のある地域では、一日に１０台から２０台のトラックが救援物質を積んで到着する。中身が分類されていなかったり、役に立たないものを送りつけてきたりで、現場では２次災害の様相を呈するそうです。またマスコミの偏った報道からオムツがないとされると、実際に２トンから３トンのオムツが全国から届いたりする。後方ボランティアも必要で、地域で分類してから物資を送るという作業も必要なようです。

被災地では、ある時期から商店街が復活し始めるので、物よりもお金が有効となる。商店街の周辺にタダの物資が溢れていたのでは、立ち上がろうとする商店主の出鼻をくじいてしまう。

被災地での現場でのボランティアでは、特技を持つ人が特に活躍するそうで、チェンソー持参のログハウスビルダーの方などは素晴らしい働きをするそうです。特技を持つ人は自己責任、自己判断においても経験を積んでいるのだそうです。（そういう話を耳にすると、大食無芸の私などは思わず僻んでしまいそうだが。）

企業は、被災地に必要な、用地、道具、資財など大変な力を持っていて、そういう企業に繋がりを持つコーディネーターの出現も要請されていて、被災現場の初期では医療品は勿論のこと、携帯電話、コピー、ファックス、臨時事務所の調達などは欠かせないそうです。学校にも該当するものが多数ある。

パネラーの方に共通する点は；行政の防災に期待はできず、個々の自助努力が必要で、そのためには、日常からの地域的な交際を深めておくことが欠かせない、ということであったようです。

大阪弁護士会が関電に要望

「署名者への電話は表現の自由侵害の恐れ」

関西電力高浜原発２号機の運転停止を求めた市民の訴えに対して、大阪地方裁判所は、１９９３年１２月２４日、敗訴判決を言い渡したが、その判決の中で、同２号機の蒸気発生器細管は、検査が不十分であるために、破断の可能性がある、との判断を示した。

同判決を受けて、同裁判の原告や支援者らが、「他の原発についても細管の検査をやり直すよう」要求した署名を始め、合計約４万名の署名を関西電力に提出した。

ところが、関電は、一部の署名者に、圧力としか思えない電話をかける、という行為に及んだため、署名運動参加者１１６名が、大阪弁護士会に対して、人権侵害に対する救済を求める申告を提出した。

それに対して同弁護士会は、２月１２日、申告を受け入れ、関電に対して、「今後、そのような行為を慎むよう」要望書を送った。

原発問題だけでなく、各地で署名運動への圧力が後を立たない現在、この「要望書」の意義は大きいので、以下に「要望書」の全文を紹介しておきます。

１９９７年（平成９年）２月１２日

関西電力株式会社
代表取締役　秋山喜久　殿

大阪弁護士会
会長　中務嗣治郎

要望書

申告人小山英之氏外１１５名（以下、申告人らといいます）から、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申告がありました。

当会の人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、貴社に対し、以下のとおり要望します。

記

第１．要望の趣旨

「高浜判決をいかそう署名大阪実行委員会」が１９９４年３月３１日貴社に対して提出しました「高浜判決の警告に応えてください」と題する署名につきまして、貴社が署名者の中から６名を抽出のうえ架電され、署名の趣旨等を尋ねられた行為は、署名者の意思表明の自由を制約し、署名運動を萎縮させるおそれがあります。

これらは、憲法で保障されている表現の自由を侵害するおそれがありますので、今後このような行為を慎まれるよう要望します。

第２．理由

１　申告の概要

申告人らの申告内容は、以下のとおりです。

貴社を被告とする原子力発電所の運転差し止め訴訟の１９９３年１２月２４日大阪地方裁判所判決は、原子力発電所の蒸気発生器細管が破断する可能性を指摘した。

これをうけて、上記訴訟の原告及び支援者

伊方訴訟ニュース　号外
1997年3月15日

伊方原発訴訟を支援する会
連絡先 〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 00930-0-48780

松山地裁が垣見証人の喚問を決定

さる3月7日に松山地裁で開かれた伊方原発2号炉公判廷で、原告側からの垣見証人の申請に対して、原告住民側と被告国側が、それぞれ意見を述べ、裁判官合議が行われた結果、紙浦裁判長は被告の主張を退け、次回7月4日の公判に、原告側からの主尋問を行うことを決定しました。

詳細は「訴訟ニュース」次号でお知らせします。